

令和7年度
財務監査（定期）
結果報告書

上田市監査委員

上田市監査基準及び令和7年度監査基本計画に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による財務監査（定期）及び第2項の規定による行政監査（財務監査と併せて実施するもの）を行ったので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出し、公表します。

令和8年2月12日

上田市監査委員 東方 久男

同 土屋 勝浩

（公印省略）

目 次

第1	監査の概要	4
第2	監査の結果	5
1	総括	
2	指摘事項	
1	プール利用料誤徴収について（政策企画課、スポーツ推進課（真田地域））	
2	農地中間管理機構への貸付農地に対する固定資産税の軽減措置の適用漏れについて （農業委員会事務局・税務課）	6
3	指導事項	7
1	財政見通しの作成について（財政課）	
2	収入未済債権に係る適正な事務処理と決算書の正確な作成について （地域医療政策室、真田市民サービス課、債権管理室、会計課）	
3	適正な備品管理について（行政管理課他 14 課所）	
4	諸団体への財政支援等の見直しについて（環境政策課他 22 課所）	8
5	公有財産の異動について（スポーツ推進課（武石地域）、財産活用課）	9
6	指定管理者モニタリング評価調書の報告の信頼性について（行政管理課）	
7	指定管理者モニタリング評価調書の正確な作成について（スポーツ推進課（武石地域））	
8	住民自治組織における収支決算書等の改善について（市民参加・協働推進課）	10
9	山林の現在高について（森林整備課、丸子地域振興課、武石地域振興課、武石産業観光課）	
10	「（仮称）道の駅まるこ」基本計画（案）の見直しに向けた体制整備について （丸子産業観光課）	
11	学校施設・設備の更新等について（教育総務課、教育施設整備室）	11
4	検討事項	
1	物品（ソフトウェア）及びリース契約に係る財務規則等の定めについて （行政管理課、財産活用課、契約検査課、会計課）	
2	市有財産の事務総括の明確化について（行政管理課、財政課、財産活用課）	12
3	資金リスクマネジメントについて（財政課、会計課、経営管理課）	
4	債務負担行為限度額と支出及び支出予定額の正確な記載について（財政課）	13
5	室賀基幹集落センターの更新等について（森林整備課、市民参加・協働推進課）	
6	体育館整備の状況及び公共施設整備の実行に向けて（行政管理課・スポーツ推進課）	
第3	意見	14
1	意見	
1	部活動の地域展開へのスムーズな移行について（学校教育課）	
2	評価事項	15
1	普通財産土地の管理について（財産活用課）	
2	超過勤務時間の削減に向けた取組みについて（税務課）	
参考資料		16
	（別表1） 指導事項4「諸団体への財政支援等の見直しについて」対象一覧	
	（別表2） 監査実施機関一覧	

第1 監査の概要

1 目的

(1) 財務監査（定期）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査を実施しました。

(2) 行政監査（財務監査と併せて実施するもの）

同条第2項の規定により、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかについて監査を実施しました。

2 対象年度

令和6年度の執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象及び実施期間

上田市の全部局について、令和7年4月から令和8年2月までの間実施しました。実施機関の一覧は、別表2（18～19ページ）のとおりです。

4 実施状況

一般会計・特別会計、企業会計の各機関のうち、41機関については実地監査を、72機関については書面監査をそれぞれ実施しました。

(1) 実地監査

事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員から説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(2) 書面監査

事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

(3) 重点項目

財産の管理（特に公有財産、備品類、リース物品、ソフトウェア）を重点項目とし、現物と台帳の一致、適切な維持管理（保管等）及び更新（処分）、効率的な運用（活用）及び遊休化しているものの活用方途（不用品の整理）などを主な着眼点として実施しました。

第2 監査の結果

1 総括

一般会計、特別会計、公営企業会計において、指摘事項が2件、指導事項が11件、検討事項が6件ありました。

いずれも対象機関に対し、文章により改善等を指示し、措置状況の回答を求めることとします。また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(件)

実施年度	指摘	指導	検討	合計
令和7年度	2	11	6	19
(参考) 令和6年度	-	20	7	27

【監査結果の区分】

- 指摘事項 : 明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの
- 指導事項 : 指摘には至らないが改善を要するもの
- 検討事項 : 制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

2 指摘事項

No.	指 摘 事 項	課所名
1	<p>プール利用料誤徴収について</p> <p>一般財団法人上田市地域振興事業団（以下、「事業団」という。）によるプール利用料誤徴収事案について市関係課に対してヒアリングを行い、条例上は無料の未就学児からプール利用料誤徴収していたこと、誤徴収開始時期は不明であること、市民が市に問い合わせたこと、認識が不足していた等の説明がありました。</p> <p>再発防止のため、以下の対応を求めます。</p> <p>① 事業団へ要請</p> <p>事業団は理事長を副市長が、副理事長を元部長が、一部の理事を部長が、監事を会計管理者がそれぞれ兼務し事務局長は派遣職員であり、現場の職員に対して法令等を遵守して業務を行うよう求める仕組みの構築を怠っていたといえます。信頼回復のため、理事や監事に外部専門家やプロパー職員を登用され、支配人以下現場職員の声が届きやすい経営環境、内部監査や自己点検の充実など、事業団に対して内部統制体制の抜本的改革を求めてください。</p> <p>② 上田市の監督</p> <p>指定管理者に対し、事業報告書の提出を求めるだけでなく、公の施設の管理の適性を期するため、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指</p>	<p>政策企画課 スポーツ推進課(真田地域)</p>

	<p>示をすることが条例*で定められていますが、適切な対応をしてきたとはいえません。</p> <p>今後も形を変えて同様の不祥事発生リスクが高いことを認識し、必要な再発防止策を実行してください。</p> <p>※上田市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第8条</p>	
2	<p>農地中間管理機構への貸付農地に対する固定資産税の軽減措置の適用漏れについて</p> <p>平成28年から令和6年の貸付対象期間で140人の貸付農地所有者に対して固定資産税（以下「税」という。）729,700円の過大な賦課をし、納税をいただく結果となっていたこと及び今後の対応等について令和7年11月7日付、農業委員会会長より監査委員あて報告を受けました。同月20日に農業委員会事務局（以下「事務局」という。）を対象としてヒアリングを行った結果、対象者の皆様に対する還付手続や再発防止については適切ですが、税軽減制度開始時から顕在化に至る未然防止の取組について、以下のとおり課題がありました。他の部局職員も参考とされ、「起きてからでは遅い、未然防止の取組に怠りは無いか」を再認識していただき、市民の信頼に応えてください。</p> <p>① 法令等制定時の対応について</p> <p>平成28年から令和元年までの間は、農業委員会から税務課へ報告されてはいたものの、改めて精査したところ、農地法施行規則及び地方税法施行規則に基づく税の軽減要件に適合する農地所有者16名が対象から漏れていました。耕作放棄地防止や農地の集約・集積を促進するため県単位で農地中間管理機構（農地バンク）が設置されるなど関係法令の改正に当たり、税軽減措置に係る適用要件の確認作業を行う際、誤りがあったためです。未然防止のため、事務ミスに係るリスク評価シート※に記載して事務局担当職員間で共有し、根拠法令等を記載したフロー図や作業指示書等により「見える化」して事務の正確性を確保してください。 ※令和7年度定例監査等基本調書（調書9）</p> <p>② 法令等制定後適用拡大期の対応について</p> <p>令和2年から6年まで、軽減すべき農地所有者が124人いましたが、事務局は毎年度に定められた税務課への通知をしていませんでした。担当職員の異動に当たり、新たに担当する職員への引継書類に施行規則等を含めて内容に目を通す時間を十分に確保してください。引継書に「見える化」した書類を添付していれば税軽減措置の適用漏れ防止に役だったと思われます。</p> <p>③ 通知の受け手の対応について（税務課）</p> <p>今回の税軽減措置は納税者の申告を要件としないものであり、同様の「通知漏れリスク」が他にも存在することから通知の受け手である税務課が地方税法附則や同施行規則附則の内容を研修等を通して事務局に説明することや、通知が来ないことに対する注意喚起をしていれば早期の是正が図られたと思われます。通知の出し手と受け手の連携を徹底してください。</p> <p>④ 関係課の連携について</p> <p>上田市内の税の軽減実績について、農業委員会と市長（産業振興部）が一体となって農地所有者等に情報提供することは、農業政策目的達成</p>	<p>農業委員会 事務局 税務課</p>

	に寄与します。税の軽減実績について事業推進のために「我が事」として「事務局に実績確認」することで早期の是正機会となりました。	
--	--	--

3 指導事項

No.	指導事項	課所名
1	<p>財政見通しの作成について</p> <p>令和6年度一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書に審査の意見で述べたとおり、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）等の増加への対応により財政調整基金・減債基金（いわゆる市の預貯金）を合計8億円取崩しました。今後も継続して取崩すことが見込まれ、同基金の枯渇が懸念されます。</p> <p>経常収支比率が過去最高の93.4%となり、市の財務状況が「財政の硬直化」に入ったことを示しています。</p> <p>今後、新たなクリーンセンター整備に係る負担など財政需要の増加が見込まれることから、予算編成に当たり、5年間の財政見通し（歳入・歳出・差引、追加の財源確保対策、財源不足額、基金残高、市債残高）を試算し、庁内で共有することを求めます。</p> <p>（財政調整基金：令和6年度末残高37億余円、減債基金：同残高48億余円）</p>	財政課
2	<p>収入未済債権に係る適正な事務処理と決算書の正確な作成について</p> <p>令和6年度収入実績について債権管理室にヒアリングを行った結果、決算書に記載された収入未済額が実際の収入未済額よりも121,640円少ないことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療政策室：産婦人科病院診療費（滞納分）26,640円 ・真田市民サービス課：真田町社会福祉基金貸付金95,000円 <p>いずれも廃止した公営企業会計、基金の引継ぎ時に発生したものです。少額で重要性が高いとはいえませんが、決算書の正確性を期すため、所管課は適正な事務処理を行ってください。引継ぎ時には特に留意が必要です。</p> <p>収入未済債権の取りまとめに当たっては、各所管課において会計管理者が調製する決算書に漏れなく記載されるよう、会計課、財政課及び債権管理室間で相互に連携したチェック体制を築き、適正な事務処理を行ってください。</p>	地域医療政策室 真田市民サービス課 債権管理室 会計課
3	<p>適正な備品管理について</p> <p>備品管理について、令和4年度行政監査でパソコンについて現物がなく備品台帳と一致しない、表示標（備品シール）が貼られていない等不適切な管理が確認されたことから、パソコンを含めすべての備品について現物と台帳との突合、表示標の貼付等適正管理を求めました。</p>	15課所

	<p>その結果を受け、令和4年12月15日付、総務部・財政部・会計管理者組織連名によりすべての備品確認を令和5年度末まで実施し、規則に定めた適正な事務処理を行うよう通知が発出されました。</p> <p>監査の結果、すべての備品の確認が未達成な課所が見受けられました。また、ネットワーク等整備委託において取得された機器等の台帳への計上漏れもありました。</p> <p>全庁指示から2年経過していることから、現物と台帳との突合、規則に即した事務手続の徹底を再度求めます。その際、現物確認できない備品の処分手続を一括処理する等効率的に行うなど工夫して取組んでください。</p> <p>また、毎年度末には現物と台帳の突合を行うよう指示してください。</p> <p>〔監査で確認した課所〕 15 課所 行政官理課、情報システム課、市民課、人権共生課（中央・城南・塩田解放会館を含む。）、健康推進課、観光シティプロモーション課、丸子地域振興課、丸子産業観光課、真田地域振興課、生涯学習・文化財課、西部公民館、塩田公民館、上田図書館、丸子地域教育事務所、選挙管理委員会事務局</p>	
4	<p>諸団体への財政支援等の見直しについて</p> <p>市が財政支援等を行う団体等について、市負担額に比べ団体等に多額の繰越金が発生し、有効活用されていない事例が見受けられます*。それぞれ事情があると思料しますが、市の財政状況を鑑み、前例主義による安易な支出を見直す必要があります。</p> <p>令和5年度財務監査で指導事項とした農業委員会事務局では、活動が低迷し毎年繰越金が発生していた所管5団体について関係者へ丁寧な説明を行い、令和6年度は支援を取り止め、令和7年度は団体の解散と事業運営の合理化を検討していると伺いました。参考となる取組です。</p> <p>財政支援等については当該団体の財務状況、市と団体等との役割分担など必要性を十分検証したうえで、対象経費の明確化、実績ベースに基づく交付への切り替え、十分な活動資金を留保している団体に対しては当面の支出の中止、団体の構成会員の会費の増額要請による市負担の減額等を検討してください。また数年に1度のイベント等で事業費を必要とする団体にはその要請に応え、増額するなど柔軟に対応してください。</p> <p>休眠団体があれば市への財産寄附や事務負担の軽減のため解散を検討してください。</p> <p>※対象一覧は別表1を参照してください（16～17ページ）。</p> <p>〔監査で確認した課所（団体数）〕 23 課所（45 団体） 環境政策課(1)、福祉課(1)、国保年金課(1)、商工課(1)、地域雇用推進課(2)、農業政策課(2)、森林整備課(1)、農業委員会事務局(1)、文化政策課(4)、スポーツ推進課(2)、観光シティプロモーション課(2)、管理課(4)、交通政策課(1)、真田建設課(1)、丸子産業観光課(2)、丸子市民サービス課(2)、真田産業観光課(5)、武石産業観光課(3)、武石市民サービス課(3)、学校教育課(1)、生涯学習・文化財課(1)、上田図書館(1)、中央公民館(3)</p>	23 課所

5	公有財産の異動について	
	<p>令和4年度にスポーツ推進課（武石地域教育事務所）が土地取得事業特別会計により購入した武石森林公園マレットゴルフ場用地（上田市下武石字上平 1923-10 地目：畑 地積：838.10㎡ 用地費 2,849,540円）について調査判明により、令和7年度定例監査等基本調書の財産調に新規に記載されました。それを受け監査を行った結果、令和4年度以降の上田市一般会計・特別会計歳入歳出決算書の「財産に関する調書」及び固定資産台帳にも記載がない状況が判明しました。</p> <p>財務規則第 211 条に規定する公有財産の異動の報告に関する書類を速やかに関係課に提出し、財産に関する調書及び固定資産台帳に記載してください。</p>	<p>スポーツ推進課（武石地域） 財産活用課</p>
6	指定管理者モニタリング評価調書の報告の信頼性について	
	<p>財務監査で、上田市指定管理者モニタリング評価調書（以下「調書」）について、以下の課題が明らかとなりました。</p> <p>No.5で「指導事項」とした武石森林公園マレットゴルフ場について、令和4年度にスポーツ推進課（武石地域教育事務所）が土地取得事業特別会計により購入したマレットゴルフ場用地（上田市下武石字上平 1923-10 地目：畑 地積：838.10㎡ 用地費 2,849,540円）が、令和4年度調書の「市の歳出」欄に記載がありませんでした。</p> <p>「指摘事項」No.1に関連するふれあいさなだ館の令和6年度調書について、施設の利用状況の「R6年度実績」欄が「2E+05人」と表示されています。「延べ利用者数（R6）」欄に「219,987人」と記載がありますが、令和6年度決算に係る主要施策の成果等報告書では、「利用者数 180,757人（うちプール 39,230人）」とあり、内数が加算され、正しく公表されていません。</p> <p>公の施設に係る市の支出については、財政の透明性と説明責任の確保のため、指定管理料の他に土地取得、工事、大規模修繕、備品購入費等、すべて計上することを指定管理者モニタリング評価実施要領に明記してください。</p> <p>また、報告の信頼性を確保するため、記載内容については、他の報告書類との整合性を欠くことのないように作成等の指導を行い、公表にあたっては正しく表示されているか等チェックしてください。</p>	<p>行政管理課</p>
7	指定管理者モニタリング評価調書の正確な作成について	
	<p>指定管理施設「上田市武石森林公園マレットゴルフ場（指定管理者：一般財団法人 上田市地域振興事業団）」について、令和6年度上田市指定管理者モニタリング評価調書では自主事業 81,500円の記載がありますが、同年度の上田市地域振興事業団決算書・事業報告書では特定できませんでした。</p> <p>決算書等の内容を確認し、必要に応じて修正する等、正確なモニタリング評価調書を作成してください。</p>	<p>スポーツ推進課（武石地域）</p>

8	<p>住民自治組織における収支決算書等の改善について</p> <p>住民自治組織における収支決算書等について、住民監査請求監査結果（令和5年3月30日）の中で附帯意見を述べたところ、一部に改善がみられるものの、財務報告の完全性や明瞭性・信頼性を確保する視点から以下の点について見直しをされてください。</p> <p>① 上田市住民自治組織交付金 - 事務の手引き - （以下「手引き」という。） I 4 対象経費の 19 番目に積立金が記載されています。積立金は支出ですが経費ではありません。支出と経費を混同しています。対象経費とは別に項目を設けて「当該年度の経費ではないが特定事業に当該年度後の備えとして申請により承認された額」等の説明を付し、交付金交付要領第6条（運営費の区分）を遵守してください。</p> <p>② 手引き 4 対象経費の 20 番目に繰越金が記載されています。繰越金は支出ではなく経費でもありません。対象経費とは別に項目を設けて「年度当初運転資金（仮称）と繰越明許費（仮称）に区分し、年度当初運転資金は交付金が入金されるまでの経常経費支出に充当される見込み額、繰越明許費は継続実施事業で翌年度支出が申請により承認された額」として更に詳細な説明を加えてください。収支決算書は支出の部に含めないで差引金額に含めて内訳記載します。注記する方法もあり、預金通帳等の照合を容易にします。</p> <p>③ 手引き 4 対象経費 18 番目に繰出金が記載され、内容は「組織内の他会計（特別会計等）への繰出金」とされています。繰出金は不明朗会計リスクが高いため、一般会計とは別に、特別会計等の収支決算書の作成と監査・承認についても手引き II 3(3)「監査、検査体制の確立」に追加してください。</p>	市民参加・協働推進課
9	<p>山林の現在高について</p> <p>令和6年度歳入歳出決算書の財産に関する調書に記載された公有財産のうち、山林の前年度末現在高は所有と分収を合計すると 49,428,182.74 m²ですが、定例監査等基本調書の財産調によれば 50,263,823.67 m²となっており 835,640.93 m²の相違があることから、確認を求めたところ、財産に関する調書の数値に訂正されました。</p> <p>山林の現在高について、固定資産台帳や丸子及び武石地域振興課、武石産業観光課の財産調に記載された現在高との照合等を進められ、財産に関する調書に記載された現在高の正確性を確保してください。</p>	<p>森林整備課 丸子地域振興課 武石地域振興課 武石産業観光課</p>
10	<p>「(仮称)道の駅まるこ」基本計画（案）の見直しに向けた体制整備について</p> <p>令和6年11月の議会全員協議会で「(仮称)道の駅まるこ」の基本計画（案）が報告されました。それから1年も経たない令和7年9月に、基本計画（案）に掲載された事業内容、事業予算及び事業期間等において大幅な見直しが必要となる旨、市ホームページ等で公表され地元をはじめ関係各所に大きな混乱が生じています。</p>	丸子産業観光課

	<p>監査ヒアリングではその理由として「県との連絡調整を一人の担当に任せきりにしてきたため」と説明を受けました。計画の遅れにより、財源として見込んでいた国補助が受けられない可能性があることも懸念されます。</p> <p>そもそも総事業費 20 億円を超える事業計画がこうしたかたちで進められていること自体に、内部統制上の問題があると言えます。</p> <p>今後の事業計画については、丸子地域自治センター長を中心とした複数の担当によるチェック体制を構築し、適正な事業運営となるよう留意してください。</p>	
11	<p>学校施設・設備の更新等について</p> <p>老朽化が進行する学校施設について、校舎の改築や改修が進まない中、配管からの漏水やエアコンの故障など緊急性のある事案を最優先に修繕を実施していますが、予算等の制約により学校からの要望に対応できるものは限られている状況と伺いました。</p> <p>こうした状況は、令和 8 年度予算編成において減額シーリングが設定されたうえで、部局ごとの枠予算が導入されたこと、物価等の高騰により事業費が上昇していること等の事情を踏まえると施設の更新等はさらに先送りされ、老朽化の進行により事故リスクが高まることが懸念されます。</p> <p>子どもたちが安心して過ごせる環境の確保、施設内の事故防止は最重要事項であることから、予算の重点配分を検討し適正な維持管理に努めてください。</p>	<p>教育総務課 教育施設整備室</p>

4 検討事項

No.	検討事項	課所名
1	<p>物品（ソフトウェア）及びリース契約に係る財務規則等の定めについて</p> <p>(1) ソフトウェア等の無形財産の購入及び管理について上田市財務規則に定めがありません。物品の分類を定めた同規則第 214 条に第 5 項を新設して「ソフトウェア等の無形財産は物品の規程を準用する。」を追加することを検討してください。その際、備品表示標（シール）も物品と同様に発行され、ソフトウェア付属物に貼付する等、統一した実務処理を検討してください。</p> <p>(2) リース契約によるリース物品（ソフトウェア含む）の管理について財務規則に定めがありません。上田市財務書類によると、「リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引はリース資産から除く」とされ、300 万円を超えるリース資産を資産計上していることから、「300 万円を超えるリース資産は物品の規程を準用する。」との定めを検討してください。</p> <p>(3) リース料総額が 300 万円を超えるファイナンス・リース取引でリース期間経過後に所有権が移転した時の管理に係る財務規則の定めがありません。「物品（100 万円未満）の規程を準用する。」との定めを検討してください。</p>	<p>行政管理課 財産活用課 契約検査課 会計課</p>

	<p>(4) 上田市財務規則取扱規程第 51 条第 1 項（製造年月から 5 年を超えて共用する自動車の重要物品除外）の削除について再度求めます。</p> <p>(1)～(3)はすでに事務処理が先行していますが庁内統一した管理に課題があります。(4)と併せて速やかな財務規則等の改正を検討してください。</p>	
2	<p>市有財産の事務総括の明確化について</p> <p>令和 7 年度財務監査は財産について重点的に監査を実施しました。リース物品やソフトウェア等の適正管理、基金の国債等による運用等資金リスクマネジメントなど一部に規則に定めがない事務が運用されており、内部統制の確立が求められています。財産に該当する課題事項として取り上げた項目は以下のとおりです。</p> <p>[財産] ※財産の分類は地方自治法第 237 条による。</p> <p>①公有財産…指導No.5、No.9、No.11、検討No.5、評価No.1 ②物品…指導No.3、検討No.1 ③債権…指導No.2 ④基金…検討No.3</p> <p>財産に関しては、市長の権限の一つとして地方自治法第 149 条に「財産を取得し、管理し、及び処分すること。」と規定され、地方財政法第 8 条（財産の管理及び運用）に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されています。</p> <p>この財産について上田市財務規則第 167 条の 2 第 1 項（事務の総括）で「財産に関する事務の総括は、財政部長が行うものとする。」と規定されています。</p> <p>しかし、同条は「第 1 節 公有財産」中に記載され、条文内容と節の見出しが不整合です。同条を第 1 節から独立させ、財産の事務総括規定を明確にしてください。</p> <p>併せて、同規則取扱規程第 53 条（財務・会計事務研究会）を実態に即して、「事務局を財政課に置く。」の条文追加を検討してください。</p> <p>部局を横断する今日的な課題を解決するため、必要な措置を期待します。</p>	<p>行政管理課 財政課 財産活用課</p>
3	<p>資金リスクマネジメントについて</p> <p>令和 6 年度一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書に審査の意見として述べた以下項目について検討することを求めます。（項目のみ掲載）</p> <p>① 現金及び準公金について ② 資金調達及び資金運用について ③ 会計資金「歳計現金等」運用について ④ 基金の運用について ⑤ 基金の国債等満期保有目的債券運用について</p>	<p>財政課 会計課 経営管理課</p>

	<p>(運用主体の一元化、連結ベースの資金運用(経営管理課含む))</p> <p>⑥ 資金リスクマネジメント条例等の制定について</p> <p>※各項目の詳細は令和6年度一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書9頁、10頁参照</p>	
4	<p>債務負担行為限度額と支出及び支出予定額の正確な記載について</p> <p>令和6年度一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書に審査の意見として述べたとおり、以下について検討することを求めます。</p> <p>予算に関する説明書として、債務負担行為に関する調書の提出が求められています。昨年度、調書の正確性を期すため、決算に当たり、令和5年度末限度額の設定額と実行額、支出の令和4年度末までの支出額と令和5年度支出額並びに令和6年度以降の支出予定額を区分、所管部局、事項別に整理することを求めましたが審査日(令和7年8月19日)現在整理されておられません。</p> <p>要因は担当部課の管理の統一化がされていないことに起因すると思われるので、担当課の管理の統一様式化を行い、財務規則別表第1に追加して取りまとめる等検討してください。</p>	財政課
5	<p>室賀基幹集落センターの更新等について</p> <p>室賀基幹集落センターは昭和50年に建築され50年経過しています。また、現在の耐震基準を満たしておらず、近隣への影響等が懸念されています。施設設置の経緯から森林整備課が所管していますが、指定管理者である上室賀自治会が自治会負担で管理しています。利用者は1,000人を超え地域住民の活動の場となっており、自治会館と同等の集会施設といえます。施設更新のあり方を検討する時期でもあることから、所管換えや自治会館に係る補助金制度の活用を前提とした譲渡等を検討してください。</p>	森林整備課 市民参加・協働推進課
6	<p>体育館整備の状況及び公共施設整備の実行に向けて</p> <p>上田市城跡公園体育館は建設から55年が経過し、施設の耐震性や老朽化が問題となっています。スポーツ施設整備計画(平成29年5月)では2027年度までの建替が示されていますが、未だ整備への着手がされていません。</p> <p>また、丸子総合体育館や真田体育館、武石体育館は2024年度までの大規模改修が示されていましたが、予算の執行状況を見る限り当初の計画より整備が大幅に遅れている状況が確認できました。</p> <p>以上のことは、他の施設においても同様のことと推察されます^{*1}。計画を実行するための財政的な余力は限られています^{*2}。今後、整備計画の実効性を高めるためには、まず市が公共施設整備事業全体の優先順位を示し、起債や基金のあり方も含め、中長期的な整備に関する予算を明確にした上で、部</p>	行政管理課 スポーツ推進課

	<p>局横断的な視点のもと検討していくことが必要です。その際は、市長が先頭に立って取り組む強いリーダーシップが期待されます。</p> <p>上田市公共施設等総合管理計画の改訂が進められています。これに併せ、各個別施設計画の更新も必要となりますが、検討している間にも施設の老朽化は進んでいきます。施設利用者の安全を最優先に考え、必要な修繕は躊躇なく行い、大きな事故が起きることのないよう施設管理に十分注意を払ってください。</p> <p>※1…施設の老朽化・更新等については、令和6年度財務監査結果（第1回：指導No.6、検討No.4、第2回：指導No.7、意見No.1）令和5年度財務監査結果（第1回：指導No.5、第2回：指導No.10、No.11、No.12、No.14、No.15、No.16）等参照されたい。</p> <p>※2…令和6年度一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書を参照されたい。</p>	
--	---	--

第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づく、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は以下のとおりです。

なお、「1意見」については当該事項を所管する関係機関に対し、対応方針の回答を求めるとします。

また、各機関が行っている取組の中から、著しい事業の前進がみられたものや、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられる事例を「2 評価事項」として掲載しましたので、参考にしてください。

1 意見

No.	意見	課所名
1	<p>部活動の地域展開へのスムーズな移行について</p> <p>令和9年度から中学校の部活動の地域展開がスタートします。地域クラブ立ち上げを検討している団体との懇談や、生徒・児童・保護者に向けた情報発信において、地域クラブ運営に対する支援や指導者への報酬、保護者からの徴収金などの目安は示されましたが、依然として活動の場所など未確定なものも多く、当事者である生徒・保護者の間に不安が広がっている状況です。</p> <p>国の支援のあり方も含め情報収集に努め、より具体的な説明を行うことで地域のニーズに即したスムーズな移行となるよう留意してください。</p>	学校教育課

2 評価事項

No.	評 価 事 項	課所名
1	<p>普通財産土地の管理について</p> <p>上田市土地開発公社の経営改善に取り組み、長期保有土地が解消されたことを評価します。公社の長期保有土地は全て上田市に移すことができ、市による普通財産土地の一元管理が開始されました。</p> <p>定例監査等基本調書によると、昨年度に続き実態調査した結果、10件3,926.4㎡だけ調査判明により増加しています。財産の台帳の整備、適正化に取り組んでいる成果です。さらに継続的な更新により最新化となるよう、業務フローの見直しやICTの活用に取り組んでおり、普通財産土地の有効利用や処分等に活かされることが期待されます。</p>	財産活用課
2	<p>超過勤務時間の削減に向けた取組みについて</p> <p>超過勤務時間の削減取組の好事例として参考にしてください。</p> <p>職員の健康管理の見地から超過勤務時間の削減について、令和5年度財務監査で指摘事項とされ、令和6年度は引続き口頭注意となっていました。</p> <p>令和5年度は45時間超の延べ職員数（以下同じ。）が72人、80時間超の職員が42人であったものが、令和6年度は45時間超が47人（▲25人）、80時間超が2人（▲40人）と大きく減少し、総時間数では3,385時間の削減が図られました。</p> <p>監査において、以下の取組について確認できました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会計年度任用職員を増員した場合／しなかった場合の超過勤務時間と時間外勤務手当を試算した結果、増員した場合の削減効果が認められ、その結果を根拠として会計年度任用職員が追加配置されたこと。 ② 業務マニュアルを整備したことにより、経験が浅い職員の業務安定化と速やかな習熟が図られたこと。 ③ 時期により変動する業務の偏重を細かく管理し、業務を再配分することにより業務の可視化・平準化・効率化が図られたこと。 ④ 以上を踏まえ、係間の協力体制を構築し、勤務実績の確認・共有を行う等により、職員一人一人の意識向上を図り、所属全体で業務改善に取り組んでいること。 ⑤ 以上を実行するために、課長・係長を中心に日頃から風通しの良い職場環境が構築されていること。 <p>税務課の取組を評価します。今後の業務改善の取組に期待します。</p>	税務課

(別表1) 指導事項 No. 4 「諸団体への財政支援等の見直しについて」 対象一覧

上田市からの R6 年度財政援助額に対して団体の繰越金が多い（繰越比率 20%超）ものを抽出し、市からの援助額が大きい順に並べてあります。

(単位：円)

No.	課所名	交付先団体等	上田市からの R6財政援助額 a	団体のR6決算状況			繰越比率 e=d/a
				歳入合計 b	歳出合計 c	繰越金 d=b-c	
1	農業政策課	上田市農業支援センター	20,700,000	33,175,283	25,288,139	7,887,144	38%
2	観光シニア・プロモーション課	新幹線上田駅観光案内所運営委員会	7,563,000	17,454,112	10,279,132	7,174,980	95%
3	地域雇用推進課	上田職業安定協会	5,505,500	17,822,984	14,750,957	3,072,027	56%
4	丸子産業観光課	丸子ドドンコ実行委員会	4,900,000	8,373,396	6,325,519	2,047,877	42%
5	福祉課	上田市民生委員・児童委員協議会	3,388,000	6,148,298	3,433,449	2,714,849	80%
6	地域雇用推進課	上田勤労者互助会	3,317,000	26,416,480	23,749,080	2,667,400	80%
7	スポーツ推進課 (丸子地域)	信州爆水RUN in 依田川実行委員会	2,500,000	6,140,153	5,395,929	744,224	30%
8	武石産業観光課	武石夏祭り実行委員会	2,000,000	5,642,000	4,840,550	801,450	40%
9	商工課	姉妹都市等における観光物産展実行委員会	2,000,000	3,838,184	3,072,856	765,328	38%
10	丸子市民サビテ課	依田窪防犯協会連合会	1,793,025	5,078,738	3,503,963	1,574,775	88%
11	管理課	3 団体上小支部（長野県道路整備期成同盟会、長野県河川協会、長野県治水砂防協会）	1,442,000	4,695,825	3,671,757	1,024,068	71%
12	文化政策課	上田新能を観る会	1,380,000	4,982,738	4,432,572	550,166	40%
13	武石産業観光課	武石観光協会	1,350,000	2,543,500	1,927,053	616,447	46%
14	真田産業観光課	菅平高原を美しくする会	1,270,000	2,651,437	2,068,547	582,890	46%
15	文化政策課	シリーズ文化講演会実行委員会	1,145,000	1,292,918	989,758	303,160	26%
16	交通政策課	別所線活性化協議会	1,000,000	1,399,714	887,540	512,174	51%
17	スポーツ推進課	上田市トレーニングキャンプ支援交流委員会	1,000,000	2,461,498	2,178,490	283,008	28%
18	丸子市民サビテ課	依田窪交通安全協会	773,000	9,743,301	7,238,895	2,504,406	324%
19	真田産業観光課	真田地区営農活性化委員会	750,000	2,150,218	1,524,354	625,864	83%
20	真田産業観光課	菅平・湯の丸地区山岳遭難防止対策協議会	600,000	2,550,012	1,126,799	1,423,213	237%
21	文化政策課	上田市文化少年団	490,000	958,022	505,365	452,657	92%
22	観光シニア・プロモーション課	真田街道推進機構	482,000	1,355,266	895,642	459,624	95%
23	農業政策課	上田市農業技術者連絡協議会	400,000	1,250,469	1,079,145	171,324	43%
24	丸子産業観光課	丸子工業振興会	300,000	1,058,879	699,939	358,940	120%
25	真田建設課	真田地域公共交通利用促進協議会	290,000	388,401	302,595	85,806	30%
26	武石市民サビテ課	依田窪防犯協会連合会	269,295	5,078,738	3,503,963	1,574,775	585%

(つづき)

No.	課所名	交付先団体等	上田市からの R6財政援助額 a	団体のR6決算状況			繰越比率 e=d/a
				歳入合計 b	歳出合計 c	繰越金 d=b-c	
27	文化政策課	上田市文化芸術協会	245,000	892,845	785,848	106,997	44%
28	管理課	国道18号上田ハイツ第二期工 区建設促進期成同盟会	220,000	353,937	297,592	56,345	26%
29	生涯学習・ 文化財課	上田市企業人権教育連絡 会	200,000	638,415	590,554	47,861	24%
30	武石市民サテライト課	依田窪交通安全協会	194,000	9,743,301	7,238,895	2,504,406	1291%
31	農業委員会事務局	上小農業委員会協議会	162,000	1,291,796	742,531	549,265	339%
32	真田産業観光課	真田の郷新そばまつり実 行委員会	150,000	766,601	647,181	119,420	80%
33	武石市民サテライト課	上田市武石地区民生児童 委員協議会	140,000	624,408	500,026	124,382	89%
34	中央公民館	神川地区分館協議会	130,000	501,586	242,684	258,902	199%
35	中央公民館	高齢者生きがい促進委員 会	100,000	556,677	461,669	95,008	95%
36	武石産業観光課	武石生活改善グループ連 絡協議会	88,000	1,382,243	1,325,313	56,930	65%
37	学校教育課	上田市PTA連合会	60,000	214,382	151,176	63,206	105%
38	国保年金課	上小国保協議会	37,000	603,560	340,770	262,790	710%
39	中央公民館	上田市合唱団体連絡協議 会	30,000	131,209	55,739	75,470	252%
40	管理課	主要地方道小諸上田線改 良促進期成同盟会	20,000	142,001	8,014	133,987	670%
41	管理課	主要地方道別所丸子線改 良促進期成同盟会	20,000	81,384	10,311	71,073	355%
42	上田図書館	上小・東御図書館協会	18,800	562,023	402,262	159,761	850%
43	環境政策課	信濃川を守る協議会(上田 ブロック)	15,000	95,601	0	95,601	637%
44	真田産業観光課	長野県学習旅行誘致推進 協議会真田支部	10,000	1,188,563	822,592	365,971	3660%
45	森林整備課	長野県 林業職員協会 上 小支部	6,000	115,446	48,040	67,406	1123%

(別表 2) 監査実施機関一覧

1 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
財産活用課 ※土地取得事業特会	令和7年7月8日
契約検査課	令和7年7月8日
税務課	令和7年7月22日
◎財政課	令和7年8月5日
地域医療政策室	令和7年9月25日
教育施設整備室	令和7年9月25日
学校保健給食課	令和7年9月25日
真田地域教育事務所	令和7年9月25日
◎福祉課	令和7年10月2日
高齢者介護課 ※介護保険事業特会	令和7年10月2日
農地整備課	令和7年10月2日
学校教育課	令和7年10月2日
◎健康推進課	令和7年10月9日
◎真田地域振興課	令和7年10月9日
真田産業観光課	令和7年10月9日
◎丸子地域振興課	令和7年10月16日
丸子産業観光課	令和7年10月16日
◎武石地域振興課	令和7年10月23日
武石産業観光課	令和7年10月23日

監査実施機関名	監査年月日
◎商工課	令和7年10月27日
農業政策課	令和7年10月27日
森林整備課	令和7年10月27日
◎教育総務課	令和7年10月27日
◎総務課	令和7年11月4日
行政管理課	令和7年11月4日
情報システム課	令和7年11月4日
◎政策企画課	令和7年11月6日
DX推進課	令和7年11月6日
◎市民参加・協働推進課	令和7年11月6日
移住交流推進課	令和7年11月6日
◎環境政策課	令和7年11月11日
廃棄物対策課	令和7年11月11日
ごみ減量企画室	令和7年11月11日
土木課	令和7年11月11日
都市計画課	令和7年11月13日
住宅政策課	令和7年11月13日
◎管理課 ※駐車場事業特会	令和7年11月17日
農業委員会事務局	令和7年11月20日
◎文化政策課	令和7年12月18日
スポーツ推進課	令和7年12月18日
観光シティプロモーション課	令和7年12月18日

(注)

◎ 印課所は部局の主管課監査に合わせて部長等に同席を求めて実施した機関を表します。

※ 印課所は機関の監査時に特別会計を合わせて実施したことを表します。

2 書面監査

監査実施機関名
秘書課
危機管理防災課
樽復元推進室
学園都市推進室
広報課
収納管理課
債権管理室
人権共生課
城南解放会館
塩田解放会館
市民課
資源循環型施設建設関連事業課
障がい者支援課
点字図書館
国保年金課
※国民健康保険事業特会
※後期高齢者医療事業特会
保育課
子育て・子育て支援課
地域雇用推進課
丸子地域農地整備事務所
真田地域農地整備事務所
武石地域農地整備事務所
上田文化会館
丸子文化会館

監査実施機関名
国民スポーツ大会準備室
交流文化芸術センター
上田市立美術館
上田城跡整備室
交通政策課
建築指導課
建築課
丸子地域建設課
真田地域建設課
武石地域建設課
消防総務課
豊殿地域自治センター
塩田地域自治センター
川西地域自治センター
丸子市民サービス課
真田市民サービス課
武石市民サービス課
武石診療所
※武石診療所事業特会
会計課
経営管理課
上下水道基盤強化対策室
サービス課
上水道課
下水道課

監査実施機関名
浄水管理センター
丸子・武石上下水道課
議会事務局
公平委員会
第一学校給食センター
第二学校給食センター
丸子学校給食センター
生涯学習・文化財課
中央公民館
西部公民館
城南公民館
上野が丘公民館
塩田公民館
川西公民館
上田市立図書館
情報ライブラリー
丸子図書館
真田図書館
上田市立博物館
丸子郷土博物館
信濃国分寺資料館
丸子地域教育事務所
武石地域教育事務所
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局

